

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金77,340円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年1月10日

(2) 事故発生場所

鳥取市立川町三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、

駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、同じ駐車枠に駐車しようとして進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。